



公益社団法人栃木県産業資源循環協会

# 協会だより

〒320-0043  
宇都宮市桜 4-2-2 栃木県立美術館普及分館 3F  
TEL 028-612-8016/FAX 028-612-8017  
<http://www.tochigi-sanpai.or.jp>

Vol.128  
11月号

## 当協会が関東管区内暴力追放功労団体を受賞されました

当協会が多年にわたり暴力排除活動に尽力していることが評価され、関東管区警察局長並びに関東管区内暴力追放運動推進センター連絡協議会から、令和4年度関東管区内暴力追放功労者・功労団体表彰「暴力追放功労団体」を受賞いたしました。

表彰式は、10月28日（金）、宇都宮市の栃木県総合文化センターにおいて開催され、公益財団法人栃木県暴力追放県民センター及び栃木県警察本部主催の企業防衛セミナーに先立ち、菊池会長が出席しました。

この受賞を励みに、今後も当協会が毎年実施している反社会的勢力の排除のための研修会（下記参照）をはじめ、継続的に暴力団排除活動を促進し、コンプライアンスの徹底に努めていきたいと思っております。



【表彰状を贈呈される菊池会長】



【菊池会長】

## 令和4年度 反社会的勢力排除のための研修会を開催

10月13日（木）、宇都宮市の栃木県総合文化センターにおいて、産業廃棄物処理業界から反社会的勢力を排除するため、令和4年度反社会的勢力の排除のための研修会が開催され、会員24名が参加しました。

講演は、栃木県警察本部組織犯罪対策第一課の菊池暴力排除係長と公益財団法人栃木県センターの寺崎専務理事を講師にお招きし、最近の暴力団情勢や産業廃棄物処理業界における暴力団排除対策の必要性などについて説明が行われたほか、DVD「不当要求対策 ～企業対象暴力編～」を鑑賞し、暴力団員による不当な行為と被害の防止を図るための対応策等について勉強しました。



【会場風景】

### 【青年部】清掃活動を実施しました

当協会青年部は、10月15日（土）、新型コロナウイルスの影響で3年ぶりの開催となったジャパンカップクリテリウム終了後に、感染予防対策を講じて宇都宮二荒山神社鳥居前から中央小学校まで清掃活動を行い、17名が参加しました。空き缶、ペットボトル、タバコの吸い殻、ガムの包装紙など、約4kg（可燃物6袋、不燃物1袋）程度集めました。

今後も新型コロナウイルス感染状況を見極めながら、様々な場所で積極的に活動していく予定です。



【清掃活動】



【青年部員】

－ 青年部に入会しませんか－

青年部は、公益社団法人栃木県産業資源循環協会の組織の一員として、協会が実施する事業への参加・協力及び全国産業資源循環連合会青年部協議会等の事業に参加するなど、部員の人材育成に積極的に取り組んでいます。令和4年11月1日現在、27名の部員がおりますが、より多くの方に入会いただき、部員の資質向上と連携強化を図ることにより、貴社におかれましても飛躍的な発展の一助になると考えております。

是非、御入会頂きますようお願いいたします。TEL028-612-8016

### トップセミナーの開催について

産業廃棄物処理業等に関わる環境の変化や社会的ニーズに対応するため、産業廃棄物処理業者の経営者層を対象に研修会を開催いたします。

今年度のセミナーは、芝田弁護士から企業の成長戦略としてのM&A、あるいは経営者の皆様のハッピーリタイアメントとしてのM&Aの活用法についてご紹介いただくほか、足利銀行の吉田次長から事業承継の考え方とM&Aについて、実際に起きた事例を交えてご説明していただきます。

参加を希望される方は、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

1. 日 時 令和4年12月9日（金） 13:30 ～ 16:30
2. 会 場 栃木県総合文化センター 特別会議室（3F）  
宇都宮市本町1-8 TEL028-643-1000
3. 内 容 ①廃棄物処理業界の経営者のための成長戦略またはハッピーリタイアメントとしての処方箋（事業承継とM&A）  
講師：芝田総合法律事務所 弁護士 芝田 麻里 氏  
②事業承継型M&A  
講師：足利銀行 ビジネスソリューション営業部 次長 吉田 修也 氏
4. 定 員 70名
5. 受講料 (公社)栃木県産業資源循環協会 会員 無料  
(公社)栃木県産業資源循環協会 非会員 3,000円

## ～会社訪問～

《会社訪問》 今回は、協会の トーテツ興運株式会社 に訪問しました。

### 1 会社概要

会社名：トーテツ興運株式会社 代表取締役 鶴見 敏明  
住 所：栃木県小山市大字横倉 590 番地 2  
TEL 0285-27-4422 FAX 0285-28-2215  
ホームページ <https://totetsukoun.co.jp>  
創 業：昭和 48 年 4 月 17 日 従業員 133 人

### 2 許可の取得状況

#### ○産業廃棄物収集運搬業

関東地方 1 都 6 県（栃木県、茨城県、群馬県、埼玉県、神奈川県、東京都）  
東北地方 6 県（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）  
中部地方 6 県（新潟県、富山県、石川県、山梨県、長野県、静岡県）  
近畿地方 1 県（京都府）

#### ○特別管理産業廃棄物収集運搬業

関東地方 1 都 6 県（栃木県、茨城県、群馬県、埼玉県、神奈川県、東京都）  
東北地方 6 県（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）  
中部地方 6 県（新潟県、山梨県、長野県、静岡県）  
近畿地方 1 府 1 県（兵庫県、京都府）

#### ○その他取得認定・資格

ISO14001、安全性優良事業所（G マーク）、グリーン経営認証、エコキーパー事業所  
小山市エコ・リサイクル推進事業所

### 3 施設概要

弊社では、栃木県内初の廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の積替え保管施設を運用しております。そのことにより、小口や大口を問わず、低コストで運搬することが可能となりました。

#### 【積替え保管施設保管上限】

特別管理産業廃棄物：面積 90.00 m<sup>2</sup> 容量 180.00 m<sup>3</sup> 高さ 2.00m  
石綿含有産業廃棄物：面積 30.00 m<sup>2</sup> 容量 60.00 m<sup>3</sup> 高さ 2.00m



【積替え保管施設外観】

### 4 会社から一言

弊社は、小山市に本社を構え、関東・東北を中心に鋼材、コンクリート製品等、重量物の輸送を多様な車両ラインナップによりお客様のニーズに対応しています。また、きめ細かい輸送管理により、廃石綿等を始めとする産業廃棄物輸送の、「安心」かつ「安全」な輸送を行っております。

お客様に最適なサービスを提案し、高品質かつローコストの物流システムを実現することが当社の使命と考えております。

今後も「安全」と「環境への配慮」を第一に産業廃棄物業界に、そして地域に貢献して参ります。



【積替え保管施設内部】

### 《会社のPRをしませんか》

「会社訪問」のページに掲載していただける会員の方を募集しております。情報発信のツールとして、御活用ください。詳細につきましては、協会まで御連絡ください。TEL028-612-8016

## BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



前回は報告徴収の対象者についての宿題でしたね。

では、さっそく宿題の確認。

宿題Q、建設廃棄物の不法投棄現場における産業廃棄物に関する法第18条に基づく報告徴収について、対象者とならないものは、次のうちどれか。

- (1) 投棄に全く関与、関知していない発注者
- (2) 元請業者
- (3) 運搬に関与したとの疑いがある下請業者
- (4) 運搬に関与したとの疑いがある孫請業者
- (5) 建設廃棄物を運搬したと疑われる運搬業者

### 【解説】

建設工事に伴う廃棄物の場合、通常、元請業者が排出事業者の立場にあると判断されることから、特段「関与したとの疑い」の有無にかかわらず、報告徴収の対象になりうる。

正解 (1)

補足しますと、まず、廃棄物処理法第18条に基づく報告徴収について条文を確認してみましょう。

(報告の徴収)

第十八条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物又はこれらであることの疑いのある物の収集、運搬又は処分を業とする者、一般廃棄物処理施設の設置者（市町村が第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために設置した一般廃棄物処理施設にあつては、管理者を含む。）又は産業廃棄物処理施設の設置者、情報処理センター、第十五条の十七第一項の政令で定める土地の所有者若しくは占有者又は指定区域内において土地の形質の変更を行い、若しくは行つた者その他の関係者に対し、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理又は同項の政令で定める土地の状況若しくは指定区域内における土地の形質の変更に関し、必要な報告を求めることができる。

昭和の頃の18条は次のようなものでした。

(報告の徴収)

旧第十八条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集、運搬又は処分を業とする者、一般廃棄物処理施設の設置者又は産業廃棄物処理施設の設置者に対し、廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理に関し、必要な報告を求めることができる。

～廃棄物処理問題～

いろいろな疑義、騒動、裁判等があり廃棄物処理法改正の度に新たな対象物や対象者が追加されていますが、確実に言えることは「全く無関係な人物に、全く無関係なことを報告させることはできない」という極々当たり前のことです。

いくら、行政の廃棄物処理法担当者であっても「あなたの好きなタイプはどんな人」なんて、18条の規定で報告させることはできませんよね。

設問の(3)～(5)は「関与したとの疑いがある」人物ですから、彼らを対象とすることは問題ありません。

(2)の元請業者については「解説」とおりです。

(1)の発注者は「全く関与、関知していない」ことが明らかになっている、という状況の設問ですから、そのような状況にある人物を18条報告の対象にすることはできません。

ただし、不法投棄の発覚時点でどのような人物が事件に関わったか不明な時点、状態に於いては、発注者は経緯や関係者を知ることができる立場にあるでしょうから、そのような状態の発注者であれば18条の報告の対象や、また、任意となりますが調査や聞き取りの対象となるケースは多いと思われます。

では、折角、条文を紹介したのですから確認のための問題をやってみましょう。

Q、法第18条に基づく都道府県知事、市町村長の報告徴収について、報告徴収の対象者となる者「○」を、対象とならない者には「×」をつけなさい。

- a 事業者
- b 一般廃棄物処理業者、産業廃棄物処理業者
- c 廃棄物の疑いのある物の収集運搬、処分を業とする者
- d 市町村が設置した一般廃棄物処理施設の管理者
- e 産業廃棄物処理施設の設置者

【解説】

法第18条に基づく報告徴収の対象者は次のとおり規定されている。

区分	対象	参照条項
事業者	事業者	—
廃棄物処理業者等	一般廃棄物もしくは産業廃棄物もしくはこれらであることの疑いのある物の収集、運搬もしくは処分を業とする者	法第7条、第14条、第14条の4
廃棄物処理施設設置者	一般廃棄物処理施設の設置者（市町村が設置した一般廃棄物処理施設にあつては、管理者を含む）もしくは産業廃棄物処理施設の設置者	法第8条、法第9条の3、法第15条
指定区域	指定区域の土地所有者もしくは占有者もしくは土地の形質の変更を行い又は行った者	法第15条の17

正解 全部「○」

さて、宿題ですがここのところ結構難しい問題が続きましたので、初心に帰り「基礎知識」からしてみましょう。



宿題Q

次のうち、産業廃棄物でないものはどれか。なお、すべて不要な物である。

- (1) 旅館業の汚水処理施設から排出される汚泥
- (2) 建築物の解体作業から排出されるコンクリート片
- (3) レストランから出る厨芥類（ちゅうかいりい）
- (4) 畜産農業から排出される家畜のふん尿
- (5) 市役所、町村役場から排出される廃プラスチック

※問題、解説は拙著「廃棄物処理法問題集」からの転載です。



## 佐藤泉法律事務所

LAW OFFICE OF IZUMI SATO

代表者：弁護士 佐藤 泉

〒104 - 0061 東京都中央区銀座1丁目16-6 鈴常ビル4階

TEL03-5250-1808 FAX03-5250-1807 <http://satoizumilaw.com>

Column

コラム

### ○食品リサイクル法基本方針見直しの方向性

2022年9月、農水省及び環境省は、審議会において食品リサイクル法に基づく基本方針の一部見直しの背景・論点等の整理を公表しました。

今回の見直しは、規制改革実施計画における2022年6月7日閣議決定を受けたもので、バイオマス発電等の再生可能エネルギー導入拡大を主な目的としています。具体的には、次期食品リサイクル法基本方針において、エネルギー利用の推進、焼却・埋立の削減目標、社員食堂等からの食品廃棄物等削減の重要性などが記載される予定です。さらに、学校給食、社食・物流・倉庫業などが、取組対象業種に追加される可能性が高いです。食品廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物が混在しているため、事業者にとって取組みが難しい分野となっていますが、この点についてももう少し踏み込んだ議論が必要ではないでしょうか。

<https://www.env.go.jp/council/content/03recycle03/000076609.pdf>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和4年10月24日掲載)

### ○港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドラインの改定作業始まる

建設廃棄物のリサイクル向上のためには、リサイクル材の活用を促進する必要があります。そこで港湾・空港等の整備の際に、再生土及び再生砕石が活用されています。

平成30年に改訂された港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドラインに基づき羽田空港等の整備が行われました。今後はさらにリサイクル材の適用工種を拡大し、総合評価手法についても更新することが予定されています。検討会における議論を踏まえ、2023年4月には、新しいガイドラインが公表される予定です。

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001513509.pdf>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和4年10月17日掲載)

### ○コンビニレジ画面でリチウムイオン電池使用機器の廃棄方法を啓発

リチウムイオン電池が使われている製品の廃棄は、市町村や産廃業者の処理施設で火災の原因となっています。そこで、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会（以下 JFA）、一般社団法人日本たばこ協会、NPO 法人元気ネット、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（後援：経済産業省、環境省）は、リチウムイオン電池使用機器の廃棄方法について、JFA 加盟コンビニエンスストアにてレジ画面を使用した啓発活動をすることになりました。

使用済み電子タバコについては、広域認定によりコンビニ店頭での回収が始まっています。その他の製品についても、分別回収を開始する自治体が増えています。小売店が資源循環に参加する取組みは、今後も広がっていくでしょう。

<https://www.jcpra.or.jp/news/tabid/101/index.php?Itemid=2113>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和4年10月3日掲載)

# ワンポイント 安全衛生

二階堂労働安全コンサルタント事務所

CSP労働安全コンサルタント 二階堂 久



## フォークリフトでの「労働者の昇降」は禁止

今年8月、群馬県前橋市の設備会社の事業所兼自宅敷地内で、社長の長女がフォークリフトを使って遊んでいたところ、パレットが高さ約3メートルから長女の頭に落下し、搬送先病院で死亡が確認されました。大変痛ましい事件でした。

フォークリフトは、車両系荷役運搬機械等に該当します。他に、ショベルローダーや貨物自動車などです（労働安全衛生規則 第151条の2）。いろいろなルールが定められていますが、フォークリフトによる労働者の昇降は、主たる用途以外の使用となり、制限がかかっています。

第151条の14のただし書きを主張して、『労働者に危険を及ぼすおそれのない』として作業を行ことは、通達に記載された安全対策（手すり、固定、安全帯の使用など）を満たした場合に限り可能となります。

図表2 フォークリフトによる労働者の昇降



図表1 フォークリフト



### ○労働安全衛生規則 第151条の14（主たる用途以外の使用の制限）

車両系荷役運搬機械等を荷のつり上げ、労働者の昇降等当該車両系荷役運搬機械等の主たる用途以外の用途に使用してはならない。ただし、労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

### ○通達（基発第78号、昭和53年2月10日）

(1)本条は、墜落のみでなく、はさまれ、まき込まれ等の危険も併せて防止する趣旨であること。

(2)ただし書の「危険を及ぼすおそれのないとき」とは、フォークリフト等の転倒のおそれがない場合で、パレット等の周囲に十分な高さの手すり若しくはわく等を設け、かつ、パレット等をフォークに固定すること又は労働者に命綱を使用させること等の措置を講じたときをいうこと。

CSP労働安全コンサルタント（Certified Safety Professional Consultant）とは、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会より継続的に研鑽を積んでいると認定され称号使用を許可された者

## ～相談事例～

こんな時、どうするの？ 建設業者の事務所の書類は産業廃棄物？



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(照会 1)

当社は主に建物の建設を請け負い建築している会社で、同時に解体も実施しています。産業廃棄物の種類で、紙くず、木くず、繊維くずは、業種が限られており、建設業に係るものは産業廃棄物と理解していますが、当社は建設業に該当しますので、事務所から出た紙くずも産業廃棄物と理解していいのでしょうか。事務所の紙類などの廃棄物（不要になった設計図、契約書等）は、建築物の新築や改築をするために利用したものであり、広い意味では工作物の新築、改築、除去に伴うものに該当しませんか。

(回答 1)

確かに、紙くず、木くず、繊維くずは、業種が限定されており、その業種に建設業が入っております。しかし、そのあとに括弧書きがありまして、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限ると明記されております。確かに御指摘のような考え方も成立するかもしれませんが、括弧書きの内容は、御指摘のとおり広い意味では含まれるかも知れませんが、現場で発生したものを想定しておりますので、事務所で発生した紙類の廃棄物は括弧書きに該当しません。従いまして、産業廃棄物に該当しませんので、一般廃棄物になります。

### 廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言等を行う事業を実施しております。（10月30日現在、11件契約）  
詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- 処理業を継続するには人手不足のため、誰か事業を承継してくれないか。
- マニフェスト等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。
- 処理施設の増設、更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円。（当協会の正会員及び賛助会員は5万円）  
※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。

### －組織強化の推進について－

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等の事業を通じて生活環境の保全公衆衛生の向上及び資源の効率的活用を図ることにより、県民の福祉の向上に寄与することを目的とした公益法人の団体です。協会会員の増強につきましては、協会事務局等において日頃、入会を勧めているところではありますが、10月31日現在、正会員194社・賛助会員23社であり各都道府県協会と比較しますと会員数が少ない状況です。会員の拡充は、組織の社会的発言力を強化し業界発展の基礎となります。会員の皆様におかれましても、未加入の処理業者の方へは正会員として、また取引先の排出事業者の方には賛助会員として、御入会頂きますよう勧誘をお願いいたします。

お問い合わせは、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

～リサイクル施設等見学コンシェルジュ事業～

# リサイクル施設等を見学してみよう！



行って  
見て  
よく分かる



見学希望に  
合わせて  
提案・調整



見学先で  
エスコート

## ～リサイクル施設等見学コンシェルジュ事業について～

リサイクル施設等を直接見学し、ごみ処理やリサイクルについて理解を深めていただくため、県が、希望に合わせた見学先の提案・調整、見学先でのエスコートを行います。

申込方法など、詳しくは裏表紙を御覧ください。

ぼくも見学に  
いきたいまる★★



問合せ先

栃木県 環境森林部 資源循環推進課

栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁11階

TEL:028-623-3228 FAX:028-623-3113



主催 栃木県・(公財)栃木県環境保全公社・(公社)栃木県産業資源循環協会

# いろいろな種類の

## ① リサイクル施設

ごみを種類ごとに分けたり、処理・加工して、再び資源（原材料など）に生まれ変わらせるごみ処理施設

- ・建設現場で出る柱やコンクリートのがれきを、燃料や建築資材にリサイクル



- ・使い終わったペットボトルを、プラスチック原料にリサイクル



- ・生ごみや下水汚泥を、肥料（たい肥）にリサイクル



- ・廃家電を、金属製品やプラスチック製品の原料にリサイクル



# 施設があります

## ② 焼却施設

リサイクルできないごみを、焼却処理するごみ処理施設  
焼却の際に発生する熱エネルギーを回収して発電や熱利用などのサーマルリサイクルを行う施設もあります。



## ③ 最終処分場

リサイクル（サーマルリサイクルも含む）できないごみを、最終的に埋め立てるごみ処理施設



最後は安全に埋め立てるまる★★



※「ごみイラスト素材集」(経済産業省) (<https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/illust/index.html>) を加工して作成

### 【コラム】産業廃棄物ってどんなごみ？

産業廃棄物には、私たちが日頃使うものを製造する工場から出る廃油やプラスチックごみ、道路工事や建物解体工事から出るがれき類などがあります。

このように、産業廃棄物は、私たちにとても関わりが深いごみです。



## 申込みから見学まで

- 1 見学希望日の30日前までに郵送、FAX又はEメールでお申し込みください。

### 郵送又はFAXの場合

申込書に必要事項を記入し、下記に送付（送信）してください。

**郵送先** 〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20  
栃木県 環境森林部 資源循環推進課 施設見学申込み窓口

**FAX送信先** 028-623-3113

### Eメールの場合

「参加者の氏名（ふりがな）・居住市町・年齢・電話番号、代表者及び代表者の連絡先（電話番号・メールアドレス・住所）及び見学希望（日時・見学先など）」を本文に記載し、下記に送信してください（件名は「施設見学申込み」としてください）。

**Eメール送信先** puragomizero@pref.tochigi.lg.jp

※見学先一覧は、別紙又は栃木県ホームページでご覧いただけます。

リサイクル施設等見学コンシェルジュ

検索

- 2 申込受付後、県は、申込みの内容に合わせて見学先と調整します。調整結果（見学先候補、日時など）を、県から申込み代表者に連絡します。⇒見学先・見学日時を決定。
- 3 見学当日までに、県は、当日のスケジュール（集合時間、見学施設までの案内図、見学スケジュール）を作成し、申込み代表者に連絡します。
- 4 見学当日！見学施設で皆様の到着をお待ちしています！

### 注意事項

- ・小学4年生以上対象。小学生には引率者が必要です。
- ・1グループ5名以上から受付します。（最大20名程度）
- ・見学当日までに、各自で傷害保険等の加入をお願いします。
- ・動きやすい服装、靴を着用ください。雨具は各自で持参してください。
- ・ヘルメット着用が必要な場所では、県が用意するヘルメットを着けていただきます。
- ・見学先の定期修繕などにより、見学日時の御希望に添えないことがあります。
- ・安全面に十分気をつけてご案内いたしますが、ごみ処理作業の性質上、見学時に大きな音、臭い、ほこり等が一定程度発生する場所があります。
- ・見学先での写真撮影は、見学先の指示に従ってください（企業秘密保持のため、撮影不可の場合もあります）。
- ・申込書に記載された個人情報、見学先の予約等、本事業の実施のために利用します。
- ・新型コロナウイルス対策として、マスク着用を原則とし、当日の検温を行います。
- ・新型コロナウイルスの感染拡大の状況によっては、見学人数の制限や、見学の受入がキャンセルとなる場合があります。



## 見学先一覧（五十音順）

～リサイクル施設等見学コンシェルジュ事業～  
【令和4（2022）年6月現在】

No.	見学先施設名	所在地	施設概要	種類※
1	鹿島道路(株)	壬生町	廃コンクリート・廃アスファルトリサイクル	①
2	ジャパンテック(株) 宇都宮工場	鹿沼市	ペットボトルリサイクル	①
3	住友大阪セメント(株) 栃木工場	佐野市	産業廃棄物の焼成・焼却（マテリアル・サーマルリサイクル）、バイオマス発電	②
4	(株)セルクリーンセンター	宇都宮市	産業廃棄物の中間処理（焼却）	②
5	(株)ダイセキ 関東事業所	佐野市	廃油リサイクル（再生重油製造）	①
6	(株)ツルオカ 小山事業所	小山市	使用済み自動車の引取・フロン類回収・解体・破砕	①
7	東武商事(株) 那須総合リサイクルセンター	那須塩原市	産業廃棄物の焼却（サーマルリサイクル）・中和・脱水・破砕	① ②
8	那須高原リサイクルパーク(株)	那須塩原市	木くずリサイクル（チップ化）、産業廃棄物の破砕・圧縮	①
9	(株)日環 日環リサイクルワールド	壬生町	産業廃棄物の破砕・固形化・溶融・圧縮・減容・破砕分別	①
10	メルテック(株) 小山工場	小山市	焼却灰等の溶融固化（溶融スラグ・溶融メタル製造）	①
11	(株)安住 黒磯第四処分場	那須塩原市	産業廃棄物の安定型最終処分場	③
12	(株)吉川油脂 本社工場	佐野市	廃食用油リサイクル（飼料化、工業化、燃料化）	①
13	渡辺産業(株) 渡辺産業リサイクルプラント	日光市	一般廃棄物・産業廃棄物の固形化（再生砕石製造）	①

※種類の①～③は、リーフレット中面の①～③です。

※新型コロナウイルス感染防止の観点から、受入人数に上限を設ける場合があります。

**さらに詳しい見学先情報は、栃木県ホームページからご覧いただけます。**

栃木県ホームページ

>リサイクル施設等見学コンシェルジュ

>見学先一覧『見学先シート』

リサイクル施設等見学コンシェルジュ

検索



# 見学申込書

宛先) 栃木県環境森林部資源循環推進課

(Email : puragomizero@pref.tochigi.lg.jp FAX : 028-623-3113)

◆申込み代表者

氏名(ふりがな)		
連絡先	電話番号	
	メールアドレス	
	住所	

※連絡先は、日中連絡がつく電話番号等を記載してください。

◆希望する見学内容 (☑ のうえ、必要事項を記載)

見学希望日	<input type="checkbox"/> 年 月 日 ( 曜日)	※申込日の30日後以降としてください。
	<input type="checkbox"/> 年 月 上旬・中旬・下旬	
見学時間	<input type="checkbox"/> : ~ : ( 分程度)	※見学時間の目安は見学先シートで確認してください。
	<input type="checkbox"/> 午前・午後・いずれも可	
見学先	<input type="checkbox"/> 第1希望 : No. (施設名 : )	
	<input type="checkbox"/> 第2希望 : No. (施設名 : )	
	<input type="checkbox"/> 第3希望 : No. (施設名 : )	
栃木県からの出前講座 ※20分程度	【講座名】循環型社会を目指して(出前講座 No.183) 『3R』について、各種リサイクル制度、県の取組や日常生活での実践例を紹介 <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない	

◆見学者

No.	氏名(ふりがな)	居住市町	年齢	No.	氏名(ふりがな)	居住市町	年齢
		電話番号				電話番号	
1				6			
2				7			
3				8			
4				9			
5				10			

※1 足りない場合はコピーなどにより追加してください。

※2 新型コロナウイルス感染症感染者が発生した場合は、保健所等の公的機関に情報提供します。

※3 マスク着用にご協力ください。

**令和4(2022)年度受付期限: 12月23日まで(必着)**

**※実施期間: 令和5(2023)年1月末実施まで。毎月5組まで(先着)**

**冬期に多く発生するノロウイルスによる感染性胃腸炎や食中毒に要注意！**

ノロウイルスによる感染性胃腸炎や食中毒は、一年を通して発生していますが、特に冬期に流行します。

ノロウイルスは手指や食品などを介して、口からの感染後、人の腸管内で増殖し、嘔吐、下痢、腹痛などを起こします。軽症で回復する場合がありますが、子どもやお年寄りなどでは重症化したり、吐物を誤って気道に詰まらせてしまい命の危険を伴うことがあります。

ノロウイルスについてはワクチンがなく、また、発症してしまうと治療は輸液などの対症療法に限られています。ノロウイルスは10～100個という非常に少ない量でも他に感染を広げてしまう可能もありますので、感染しないよう、させないよう、日頃から次の予防対策を徹底しましょう。

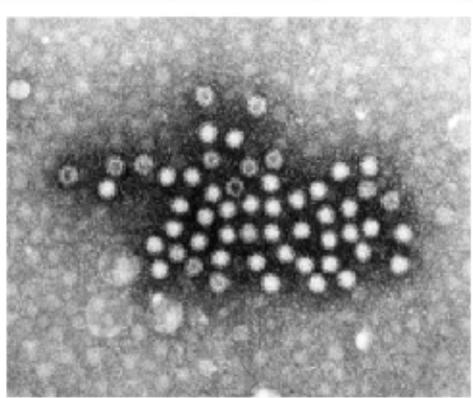
○食事の前やトイレの後などには、必ず石けんで手を洗いましょう。なお、ノロウイルスはアルコール消毒の効果があまりありません。

○下痢や嘔吐等の消化器症状がある方は、調理などの食品を直接取り扱う作業をしないようにしましょう。

○発症者の便や吐物を処理する場合は、手袋、マスク、エプロン等を装着し感染予防対策を講じた上で、次亜塩素酸ナトリウム等により適切かつ速やかに行いウイルスの汚染を広げないようにしましょう。

○特に、子どもやお年寄りなど抵抗力が十分でない方は、加熱が必要な食品は中心部まで十分加熱して食べましょう。また、調理器具等は使用後に洗浄、消毒しましょう。

▼ノロウイルスの電子顕微鏡写真  
(撮影：東京都感染症情報センター)



ノロウイルスの  
情報はコチラ



～食中毒に関するお問い合わせ先～

栃木県保健福祉部生活衛生課 食品安全推進班 電話 028(623)3114

よりすぐりのきのこのやさびが大集合！

# 栃木県きのこ・わさび展示即売会

令和4(2022)年11月25日(金)

栃木県庁 1階ロビー

展示販売 10:30～14:00



※展示品評会入賞品の販売は12:30～  
入賞品購入の整理券配布は10:30～



数に限りがありますので、売り切れの際はご容赦ください。

## 展示即売会にあわせ

# きのこ料理フェア

「第35回きのこ料理コンクール」の入賞メニューを提供！

実施期間: 11月21日(月)～11月25日(金)

※23日(水)勤労感謝の日を除く

場 所: ニューみくら

### 【ランチメニュー】

① きのこキーマカレー (一般の部 奨励賞)

### 【宴会メニュー】

② ふわふわキノコ (一般の部 最優秀賞)

③ きのこマフィン (一般の部 奨励賞)

④ 五目厚揚げのおろしミックスなめたけ  
(ジュニアの部 優良賞)

①



②



③



④



※宴会メニューは前日までにご予約ください

TEL:028-622-1093(ニューみくら)

主 催: 栃木県きのこ・わさび展示品評会実行委員会

お問合せ: TEL 028-623-3274 (事務局)





guide map  
案内図

# ライトアップ 奥日光

2022  
10/29日 16:30～19:00  
11/20日 16:30～19:00

中禅寺湖周辺の人気スポットが  
ライトアップ・イルミネーションで彩られる季節がやってきました。  
今年も人気店が出店する夜市やマルシェ、  
期間限定でいただける御朱印、遊覧船のナイトクルーズなど  
幅広い世代に楽しんでいただけるコンテンツをご用意。  
「ライトアップ奥日光」で幻想的な夜の奥日光をお楽しみください！

**1 ライトアップ**  
期間中はさまざまな景観物がライトアップされ、  
夜の奥日光に美しく浮かび上がります。

**2 華蔵ノ滝**  
ライトアップ  
11/12日～11/20日 10:29日～2023/3/31日  
16:30～19:00

**3 中禅寺湖**  
イルミネーション  
10/29日～2023/3/31日  
16:30～21:00

**4 大館別荘記念公園**  
ライトアップ  
10/29日～11/6日 10:29日～11/20日  
16:30～19:00

**5 二荒山神社**  
ライトアップ  
11/7日～11/13日 11/7日～11/13日  
16:30～19:00

**6 中禅寺立木観音**  
ライトアップ  
10/29日～11/6日 10/29日～11/6日  
16:30～19:00

**7 二荒山神社**  
特別御朱印  
「ライトアップ奥日光」の期間中にだけいただける特別御朱印をご用意  
いたします。(夜間参拝期間のみ授与)

**8 中禅寺立木観音**  
10/29日～11/6日 11/12日 13日 19日 20日  
16:30～19:00  
志納料・初穂料 各 500円

**9 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**10 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**11 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**12 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**13 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**14 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**15 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**16 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**17 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**18 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**19 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**20 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**21 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**22 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**23 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**24 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**25 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**26 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**27 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**28 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**29 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**30 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**31 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**32 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**33 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**34 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**35 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**36 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**37 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**38 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**39 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**40 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**41 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**42 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**43 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**44 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**45 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**46 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**47 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**48 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**49 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**50 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**51 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**52 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**53 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**54 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**55 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**56 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**57 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**58 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**59 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**60 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**61 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**62 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**63 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**64 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**65 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**66 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**67 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**68 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**69 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**70 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**71 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**72 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**73 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**74 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**75 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**76 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**77 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**78 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**79 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

**80 華蔵ノ滝**  
10/29日～11/20日 10/29日～11/20日  
16:30～19:00

## お金のはなし（第15回 『低コストのインデックス型が一番！』 でなく『コストよりもリターンが優先』）

### 【利益の大きさと費用を抑えることではどちらが大切？】

「手数料が安いことが最重要」とばかりに、ノーロード（販売手数料無料）で低コスト（低信託報酬）の投資信託商品ばかりを推奨する風潮が一部にあるようです。

その「2つのフィルター」そのものに問題はありませんが、それだけで商品を選ぶことが正解とは言えません。特に、低コスト化が進んでいる投資信託のほとんどが、業種を絞ったり銘柄を選んだりせず、一般的な指数通りに広く薄く投資する、いわゆる「インデックスファンド」であることを考えると、ますますこの風潮には疑問を感じます。

以下はロボティクス関連企業にしぼった毎月3万円の積立投資信託のシミュレーションです。インデックスファンドの対象指数となることの多い「世界株式指数」と比較しています。現在の評価額における2倍近い金額の差は、「コスト（費用）よりリターン（利益）が優先」という当たり前の視点に気付かせてくれます。

### ●ロボティクス関連指数での積立投資信託シミュレーション(例)



●期間：2004年1月末～2020年12月末  
ロボティクス関連株式指数（ROBO STOX 指数）と世界株式指数（MSCI World、ネット・円ベース）に積立を行なったシミュレーション  
※信頼できると判断したデータをもとに日興アセットマネジメントが作成  
※データは過去のものであり、将来を約束するものではありません。

インデックスファンドのリターンは、いくら商品の中で徴収される手数料（信託報酬）が低かったとしても、良くも悪くも基本的に指数通りです。指数とズレて勝手に上がってはいけないのがインデックスファンドだとも言えます。

しかしメディアやネット記事の一部には、「リターンがあらかじめわかっている以上、とにかくコストの低いものを買うのが最善である」といった意見があります。

そして、「コストが低いことが重要」という考えの正当性を訴えるために示される例は、コストが1%と0.1%などといった、極端に異なる前提での比較だったりします。しかし実際に起こっている「低コスト化」の多くは、世界株式指数や日経平均株価など同一指数のインデックスファンド内における、0.1%未満の非常に小さな値下げ競争です。

## ～お金のはなし（足利銀行）～

つまり、現実には起きていることと、メディアやネット記事の説明のロジックがミスマッチを起しているのです。同一の指数でのインデックスファンドである以上、その手数料の値下げが上のイメージ図のような大きなリターン差になることは通常あり得ず、リターンを決めるのは結局のところ指数の行方に他ならないのです。

皆さまにはぜひ、シニカルな視点で「コストファースト」な商品選びをするのではなく、「コストよりもリターンが優先されるべき」という考えを持っていただきたいと思います。

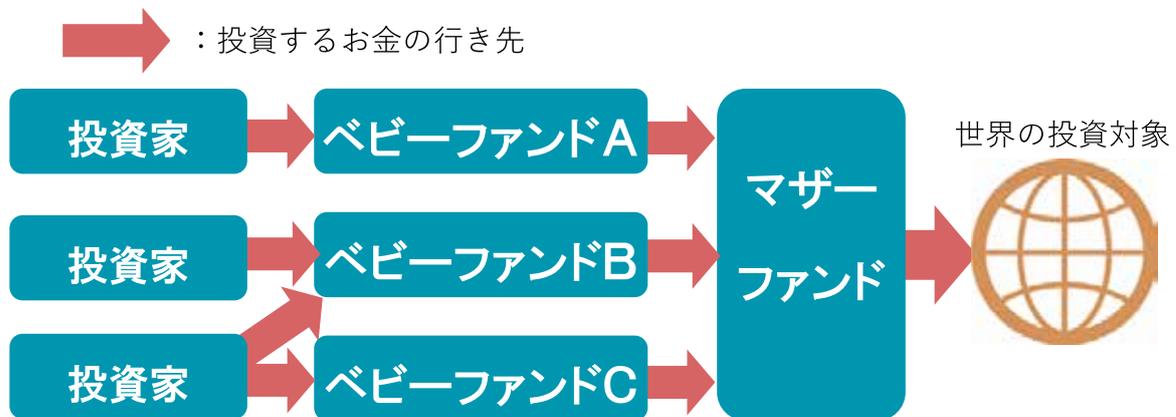
### 【純資産が多くて信託期間が無期限のファンドが一番いい？】

「純資産が30億円未満の投資信託を選んではいけません。早期償還（運用会社主導で運用が終わってしまうこと）で損益を確定させられる場合があるから」と言われることがあります。この意見には注意すべき点が2つあります。

1つ目は、仮にその投資信託の純資産が少なくとも「ファミリーファンド形式」によって運用している投資信託なら、実際の運用規模はもっと大きい場合があるということです。ファミリーファンド形式とは、同種の運用を合同した「マザーファンド」で実際の運用を行い、その成果を「ベビーファンド」と呼ばれる個別の投資信託に反映させている、運用を効率化させるための仕組みです。

例えば全く同じ運用であったとしても、確定拠出年金向けと一般向けとで信託報酬率が異なる場合は、別個の投資信託にする必要があります。そうすると小さくてコスト効率の悪い投資信託がたくさん出来てしまうため、合同運用で効率化しようという仕組みがファミリーファンドです。つまり30億円に見える純資産も、実質的には300億円かもしれないわけです。

### ●ファミリーファンドの仕組み



もう1つは、仮に早期償還となっても、それ自体が投資家の損というわけではない点です。その時の基準価額で現金化されて戻ってくるだけであって、当然ですが手数料を取られたりはしませんし、時価より減額されるわけでもありません。

もちろん、その現金をもって同種の投資信託などに乗り換える手間が面倒なのは事実なので、できれば早期償還はないに越したことはありません。しかし自分が魅力的と思える投資信託であるなら、早期償還のことを気にし過ぎて最初から選択肢から除外してしまうのも、少しもったいない気がします。

また、「純資産が大きくて順調に増えているのが良いファンド。なぜならコツコツ買っている人がいる証だから」というのは間違いです。そもそも純資産総額は「時価×口数」ですから、誰も買っていなくても時価が上がれば増えますし、そもそも基準価額は需要と供給によ

## ～お金のはなし（足利銀行）～

って動くものではないので、「誰かが買っていること」自体は特に意味を持ちません。また、「信託期間が無期限の投資信託を選ぶべき」という意見もありますが、それはひと昔前の常識と言えるかもしれません。かつては無期限の投資信託が普通でしたが、今は10年などの有期限が一般的です。一旦期限を決め、その後の純資産の増加具合を見て、期限の後期に信託期間の延長を決める、ということをし繰り返していく形です。

今回は、ファンドの買い方・選び方として『長い運用実績』や『パフォーマンス』が意味するものとは？』についてご案内予定です。

当コラムは、足利銀行が投資信託の仕組みについてお伝えすること等を目的として作成したものであり、特定商品の勧誘資料ではありません。なお、掲載している見解は当コラム作成時点のものであり、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。●投資信託は、預金ではなく、預金保険の対象ではありません。●投資信託は、設定・運用を投信会社が行う商品です。●投資信託の運用による損益は、投資信託を購入されたお客さまに帰属します。●当行でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。●一部の投資信託には、信託期間中に中途換金できないものや、特定日にしか換金できないものがあります。

【投資リスク】 投資信託は、値動きのある証券（株式、債券など）に投資しますので、市場環境等により基準価額が変動します。なお、新興国の金融市場や政情は一般的に先進国よりも不安定で脆弱な面があり、先進国市場への投資に比べ、より大幅に価額が変動することがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替相場の変動による影響も受けまます。したがって、元本・分配金は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を下回るおそれがあります。

【費用等】 お申込みにあたっては、当行所定のお申込手数料（お申込金額に対し最大 3.3%（税込））がかかります。保有期間中は、信託報酬が日々信託財産から差引かれるほか、監査報酬、有価証券等売買時の売買委託手数料、外貨建資産保管費用、信託事務の諸費用等がかかりますが、これらはファンドにより異なるため具体的な金額等を表示できません。詳細は各ファンドの「契約締結前交付書面（目論見書・補完書面）」にてご確認ください。また、一部のファンドでは換金時に、信託財産留保額が基準価額から差引かれます。手数料等の合計額については、お申込金額、保有期間等により異なるため表示することができませんのでご了承ください。



< 広 告 >

オンラインでつながる資産運用サービス「あしぎんマネーデザイン」



あしぎんマネーデザインは、インターネットを活用したオンライン取引により、さまざまな世代のお客さまに、より身近に金融商品取引をご利用いただくことを目的とした金融商品仲介専門会社です。

「忙しくて銀行の窓口に行けない」「自分のペースで資産運用を検討したい」

「すきま時間にサッと手続きしたい」「インターネットでお得に資産運用をはじめたい」

そんなお客さまの“自分スタイル”で始める将来設計をサポートします。

詳しい内容は、あしぎんマネーデザインの  
ホームページにアクセス

URL <https://www.ashigin-md.co.jp>

あしぎんマネーデザイン

検索



## 会員へのメール配信サービスを始めました。是非ご活用ください！

当協会では、行政や関係団体からの法改正や各種研修会の案内等をホームページや郵送等により情報提供を行っておりますが、より早く情報を届けるため、新たな情報発信のツールとして、電子メールでの配信も並行して行うこととなりました。

つきましては、電子メールでの配信を希望される会員は、次の内容を入力して当協会宛にメールくださいますようお願いいたします。

### 《登録方法のご案内》

■送信先：協会 e-mail [info@tochigi-sanpai.or.jp](mailto:info@tochigi-sanpai.or.jp)

\*メール件名に「メール配信希望、会社名」を入力

\*本文に ①会社名、②担当者、役職名、③電話番号、④送信先のメールアドレスを入力  
何かご不明な点がございましたら、協会事務局までご連絡ください。TEL028-612-8016

## 【協会員の皆様へ】 ー許可証の変更等についてー

当協会では、協会員の皆様からご提出いただいた許可証を基に会員名簿を作成し情報管理を行っております。この情報を基に、排出事業者等からのお問い合わせがあった際には住所や該当品目等に応じた会員の紹介を行っております。最新情報を正確に提供させていただくためにも、許可証等会員企業情報に変更があった際には変更届を送付いたしますので当協会までご連絡ください。

氏名（法人にあっては名称又は代表者の氏名）又は住所もしくは事業所又は事業場の所在地を変更したとき（TEL 又は FAX 番号の変更も含む）

廃棄物処理法に基づく許可を追加取得、又は変更及び廃止したとき（許可証の写しを添付）

## ー編集後記ー

この夏猛威を振るった「第7波」の感染拡大を引き起こしたのは、オミクロン株の「BA.5」のようです。その「BA.5」はいまでも世界中で最も多い状態が続いていますが、徐々に割合が減少してきており、それと入れ代わるように各国で増えているのが、いずれもオミクロン株の1種でさらに変異が加わっている、「BQ.1」と「BQ.1.1」「XBB」と呼ばれる種類です。

先日開催した実務者研修で、長岡講師が廃棄物処理法は34条しかないが、第15条は、枝番や枝番の枝番があり条文自体は33条あると説明がありました。まるで、どんどん変化するオミクロン株みたいだなと感じたところです。

これまでの情報を基に推察すると、ウイルスは変異させることで、ヒトの免疫をかいくぐることができるようで、そう簡単には流行を収束までは行かないのかなと思います。インフルエンザと同じように、定期的にワクチンを接種することで対応するしかないのかなとも思いました。今年の冬も、引き続き「手洗い、うがい、マスク」は外せません。

## ー事務局だよりー

☆10月12日（水）

公益社団法人全国産業資源循環連合会理事会が、Web会議において開催され、菊池会長が出席しました。

青年部関東ブロック幹事会が、ハイブリット形式において開催され、小林部長と山本副部長が出席しました。

☆10月18日（火）

公益社団法人全国産業資源循環連合会関東地域協議会事務責任者会議がWeb会議において開催され、湯澤専務理事と中指事務局次長が出席しました。